


**【在米日系企業様向け 新型コロナウイルス対策ウェビナー】**  
皆様、本日はご視聴いただきありがとうございます。

**【注意事項】**

- ・ 本ウェビナーURLをご転送されることはお控えくださいませ。
- ・ ご登録につき1ウェビナーアカウントのURLを発行しております。  
**社内で複数の方がご覧になりたい場合は、  
必ずひとつのデバイス（PCなど）で  
ご一緒にご視聴いただけますようお願い申し上げます。**
- ・ 本ウェビナー録画動画のリンクと資料は、追ってお送り致します。
- ・ エラーは不都合が生じた場合は、下記までお願い申し上げます。  
Pasona N A, Inc. [infonews@pasona.com](mailto:infonews@pasona.com)



# 新型コロナウイルス 対策ウェビナー

2020年3月13日

【主催】 JETRO ロサンゼルス事務所

【協力】 PASONA N A, INC.

# 開催趣旨

- 北米における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在米日系企業の総務担当者の皆様を主な対象者として、社内マネジメントや日本本社からの問い合わせ、現状把握や対策にお役に立てていただけるよう、ジェトロでは、各企業にヒアリング等を行い、ここ数日、現時点で整理した情報の提供を目的として、本ウェビナーにて解説、配信するものです。
- テーマへの関心の高さから、予想を上回る多くの方にライブ配信視聴の登録をいただきました。ライブ配信が視聴できなかった方には、録画版を米国時間3月13日より（または16日までには）配信する予定です。ライブ配信は在米日系企業の方を優先させていただきましたが、日本国内の方も含めてご活用いただければ幸いです。
- 日系企業の規模、業種、執務体制は様々であり、ジェトロおよび講師が提供する情報や資料は、できる限り正確に記載するように努力していますが、その正確性を保証するものではありません。主催者として、特定の対応方針のみを推奨する意図はなく、提供する情報の採否はお客様のご判断で行っていただき、また万一不利益を被る事態が生じましてもジェトロおよび講師は責任を負うものではないことをご了承願います。

なお、本ウェビナーの著作権は、JETROに帰属しますので、無断転載、Youtube等での再配信（録画によるものを含む）、SNSや掲示板への掲載等をご遠慮願います。

# 本日の内容

## 1. 御挨拶、開催趣旨説明

- JETRO ロサンゼルス事務所長 瀧 統



## 2. 日系企業の対応状況など

- JETRO ロサンゼルス事務所（調査）北條 隆



## 3. 新型コロナウイルス危機状況下における労務管理に関する情報、従業員に対して留意すべきこと

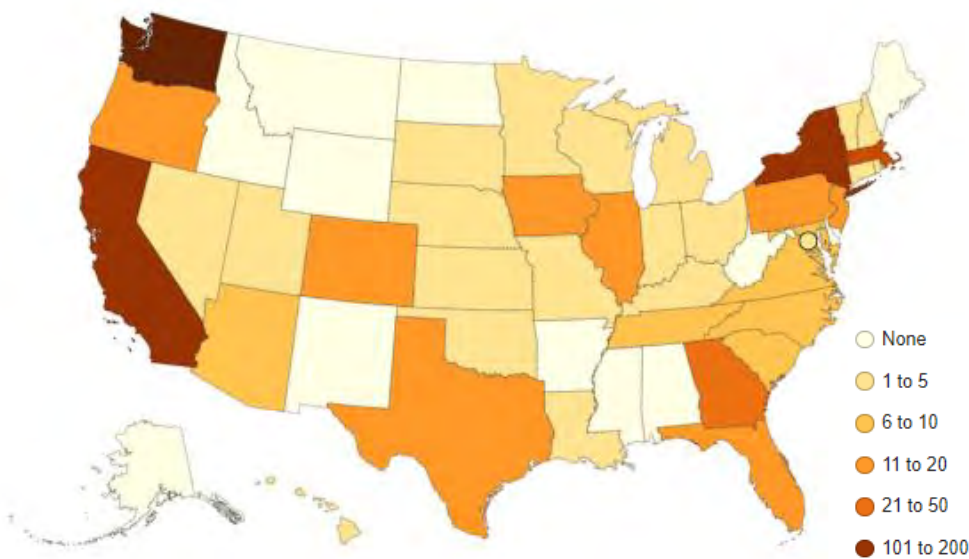
- 須山 大樹 弁護士 (Squire Patton Boggs LLP, Attorney at Law/Partner)
- 徳丸 佳代 SHRM-CP (PASONA N A, INC., VP of Corporate Planning)



# (参考) 米国内の感染状況

- 1月14日に最初の感染者を確認して以降、42州とワシントン特別区で1,215人が感染、死者は36人（3月12日時点）
- 2月後半より急拡大。州によっては非常事態を宣言し、迅速な医療人員・資材の調達等を図っている
- 米国は、中国とイランからの渡航者の入国制限に加え、3月13日からの30日間、EU各国からの入国制限を発表

感染者の州別分布



感染者数の多い州

州	感染者数
ワシントン	366
ニューヨーク	217
カリフォルニア	175
マサチューセッツ	95
コロラド	34
ジョージア	31
イリノイ	27
フロリダ	26
テキサス、 ニュージャージー	23

(出所) 米疾病予防管理センター (CDC) 3月12日時点

(注) 各州発表データの方が新しい場合あり

# (参考) ビジネスイベントのキャンセル・延期

イベント名	主な業種	開催地	開催期間	対応
Natural Products Expo West	食品	カリフォルニア州 アナハイム	3月3日～7日	延期（時期未定）
HIMSS	ヘルスケアIT	フロリダ州 オーランド	3月9日～13日	キャンセル
CERA Week	エネルギー	テキサス州 ヒューストン	3月9日～12日	キャンセル
Trade Symposium	物流	カリフォルニア州 アナハイム	3月10日～11日	延期（時期未定）
SXSW	音楽・映画 テック	テキサス州 オースティン	3月13日～22日	キャンセル
Seafood Expo North America	食品	マサチューセッツ州 ボストン	3月15日～17日	延期（時期未定）
Game Developers Conference	ゲーム	カリフォルニア州 サンフランシスコ	3月16日～20日	延期（夏後半）
Adobe Summit	マーケティング	ネバダ州 ラスベガス	3月29日～4月2日	キャンセル
Space Symposium	航空・宇宙	コロラド州 コロラドスプリングス	3月30日～4月2日	延期（時期未定）
F8	IT	カリフォルニア州 サンノゼ	5月5日～6日	ストリーミング等で代替
E3	ゲーム	カリフォルニア州 ロサンゼルス	6月9日～11日	キャンセル

# 日系企業の対応状況など

## 【JETROが実施したヒアリング概要】

3月9日～11日にかけて、米国ジェトロ6事務所（ニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス、シカゴ、ヒューストン、アトランタ）が、

在米日系企業115社に、出張、面談、イベント参加、執務体制などの対応方針・状況をヒアリング。

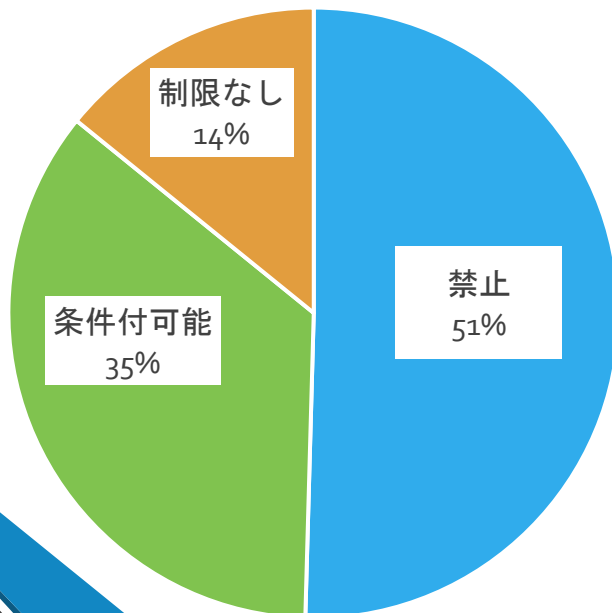
（注）状況の変化に応じて、今後方針が変更される企業も十分ありうる。細かい数字よりも内容を参考にしていきたい。

# 1-1 日本からの出張（日本⇒米国）

○制限なしの企業は少数。多くの企業で禁止又は条件を設けている。

○条件としては、必要性・緊急性の考慮、親会社や上司との協議、米国到着後の経過観察などが見られる。

日本からの出張



## （条件の例）

- ・ 不急なものは自粛し、やむを得ない場合のみ認める
- ・ 必要性、緊急性を考慮の上、部門長などと協議の上決定
- ・ 日本本社判断、親会社判断
- ・ 緊急時のみ、要本部長許可
- ・ 米国側が必要とする出張者のみ
- ・ 出張可能者を上層部レベルのみに限定
- ・ CDCリスクアセスメントがLevel2の場合  
米国到着後、14日間ホテルで経過観察

## （措置の期限）

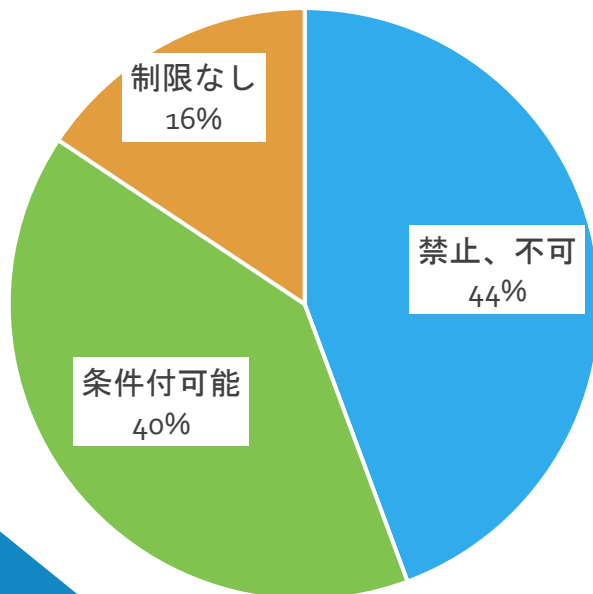
- ・ 当面の措置、3月31日まで など



# 1-2 海外出張（米国⇒日本など）

- 多くの企業で米国からの海外出張も何らかの制限をしている。
- 条件としては、必要性の判断、渡航先地域の安全状況確認など

米国からの海外出張



## （条件の例）

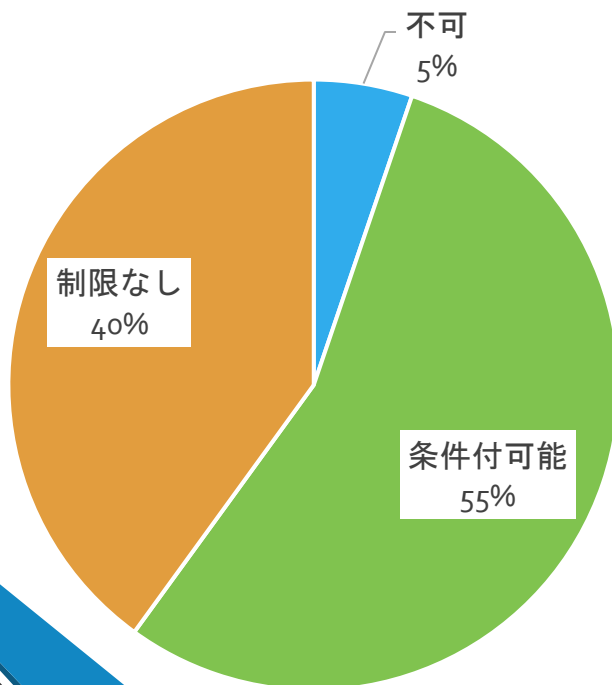
- ・どうしても必要な場合のみ、社長承認
- ・ビザの更新のための帰国のみ許可
- ・外務省の海外安全情報を参照
- ・米国国務省の注意情報を参照（レベル3以上は禁止）
- ・CDCの警告レベル1以下のみ可
- ・CDCの警告レベル3の国は不可
- ・日本向けのみ可能
- ・日本、中国は不可
- ・中国、韓国、イタリア、シンガポールは原則不可
- ・米国帰国後は2週間の自主隔離措置

# 1 - 3 米国内出張

○約6割の企業が米国内出張に制限を設けている。

○条件としては、必要性・代替可能性の判断、出張先の状況、航空機・車等の移動手段、出張人数などに着目したものが見られる

米国内出張



(条件の例)

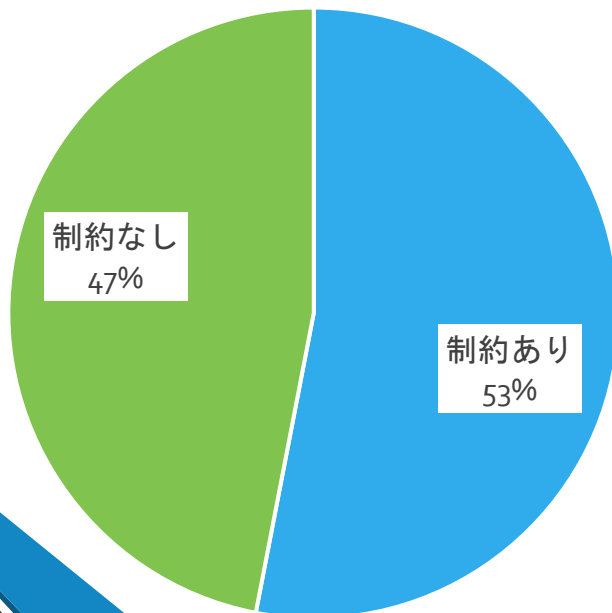
- ・ 商談などやむを得ない場合は可。ただし要注意地域はテレビ会議対応。
- ・ Web会議での代替を推奨
- ・ 出張先の感染状況
- ・ 飛行機を使う出張は当面禁止。車での移動は本社の了解が必要。
- ・ 飛行機は不可。車での移動は可
- ・ 社内責任者の承認を要する。
- ・ 訪問先の同意が得られれば可
- ・ 大人数は避ける
- ・ ケースバイケースで判断

# 2-1 来訪者との面談

○約5割の企業が来訪者との面談に制約を設けている。

○制約の例としては、中止・延期、代替手段、面談場所の限定、接触後の経過観察などが見られる

来訪者との面談



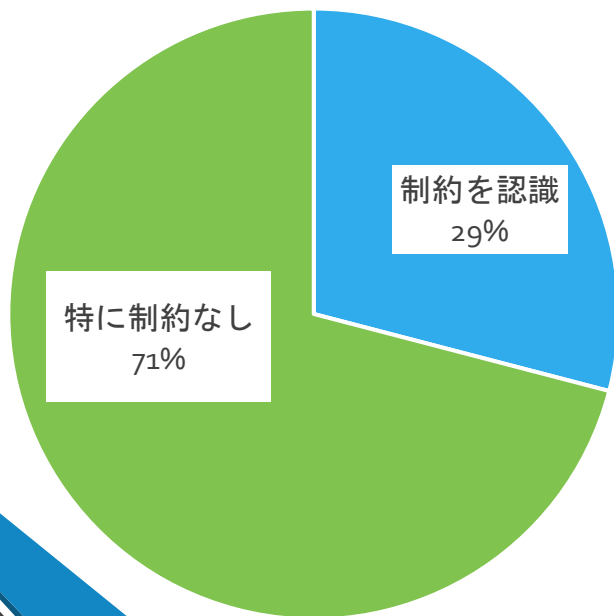
(制約の例)

- ・ 外部の来訪者との面談は原則中止・延期
- ・ 感染拡大地域からの訪問者との面談を控える
- ・ 日本、中国、韓国からの訪問者と面談不可（米国入国後14日間経過後は可）
- ・ 中国、韓国、イラン、イタリア、日本からの訪問者との面談は禁止
- ・ 感染拡大地域からの訪問者と接触日以降14日間の在宅勤務
- ・ 急用の場合のみ可
- ・ できる限り電話・TV会議・ウェブ会議で行うことを推奨
- ・ 面談場所を会議室など社内の一部エリアに限定
- ・ 訪問者に対しては、ハンドサニタイザー使用、マスクの着用で対応
- ・ 個別判断

## 2-2 取引先などの訪問

- 約3割が取引先などの訪問に関し、何らかの制約を認識している。
- 制約の例として、訪問を断られる、追加情報を求められるなど

取引先などの訪問



### (制約の例)

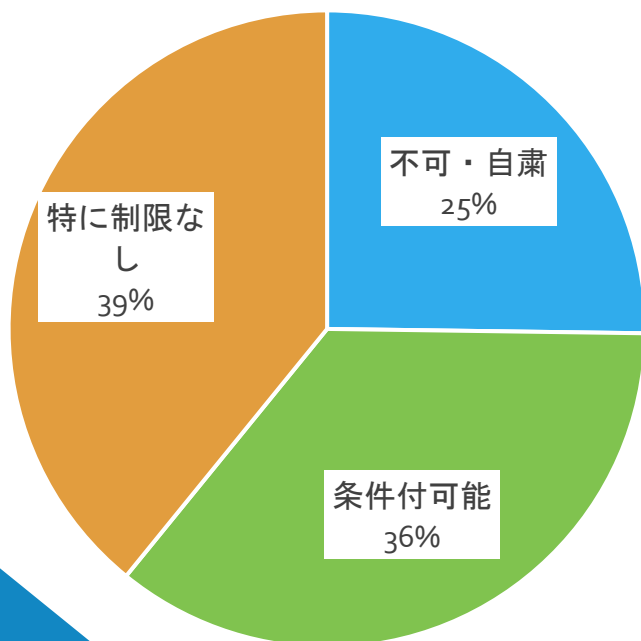
- ・ 面談は一律お断りと言われた
- ・ 14日以内に感染流行国から渡航している場合は面談不可と言われた
- ・ 14日以内に感染流行国からの渡航者と接している場合は面談不可と言われた
- ・ 新旧交代の挨拶だったが、後任者が日本から赴任したばかりだったので断られた
- ・ 受付時の面談用紙に過去14日以内に中国、韓国、イタリア、イランへの渡航歴がないかのチェックリストがあった
- ・ 従業員の家族が勤務している企業から、当社従業員の日本出張の内容(出張地等)のレポートを求められた。
- ・ 日本語補習校で、日本を含む感染流行国からの訪問者と接触した生徒・家族の登校禁止

## 2-3 外部イベント・会合への参加

○約6割の企業が外部イベント・会合の参加に制約を設けている。

○制約や条件としては、当面不可・自粛する例のほか、人数、日数、地域、重要性、上司の許可などに着目したものが見られる

イベント・会合参加



(条件の例)

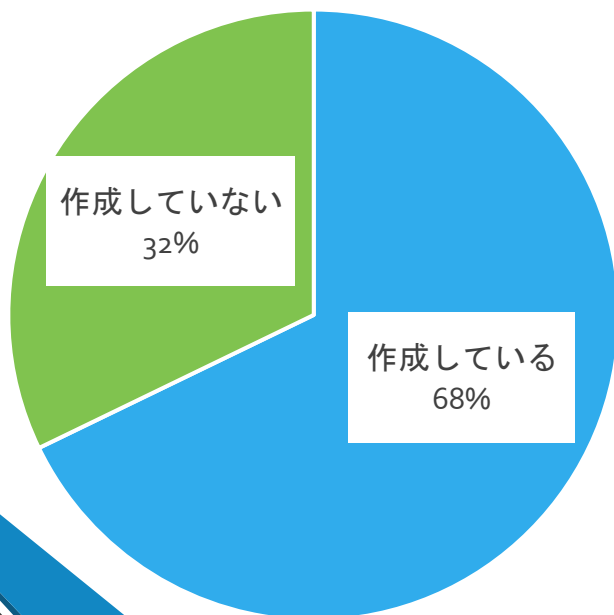
- ・大人数イベントは避ける（25名以上、50名以上など）
- ・日帰りのみ可能
- ・国内に限り可能
- ・フライト・宿泊を伴わない場合可能
- ・緊急を要するものに限る
- ・重要案件に限る
- ・責任者、上長が判断を行なう
- ・地域の感染度合い次第
- ・握手を控える
- ・今後90日間は原則禁止

# 3-1 従業員向けガイドライン

○約3分の2の企業が何らかのガイドラインを作成している。

○作成の参考としたものとしては、CDCなど連邦政府機関の公表情報、顧問弁護士の助言、本社通達、取引先のガイドラインなど

ガイドライン



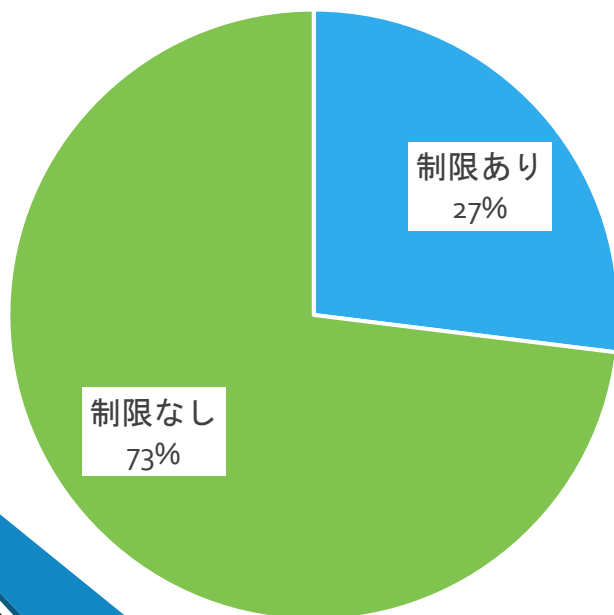
- (ガイドライン作成時の参考情報)
- ・ CDC (Centers for Disease Control and Prevention)
  - ・ OSHA (Occupational Safety and Health Administration)
  - ・ ADA (Americans with Disabilities Act)
  - ・ WHOが公表している衛生管理情報
  - ・ 州政府、公衆衛生当局
  - ・ 日本政府、在外公館の発表内容
  - ・ 顧問弁護士、第三者からのアドバイス
  - ・ 本社の規程、通達
  - ・ 取引先の手自動車メーカーのガイドライン
  - ・ 各種ウェビナー情報

## 3-2 社内会議・集会

○3割近い企業が制限を設けている。

○制限内容としては、人数や会議のための移動リスクなどに着目したものが見られる

社内会議・集会



(制限内容の例)

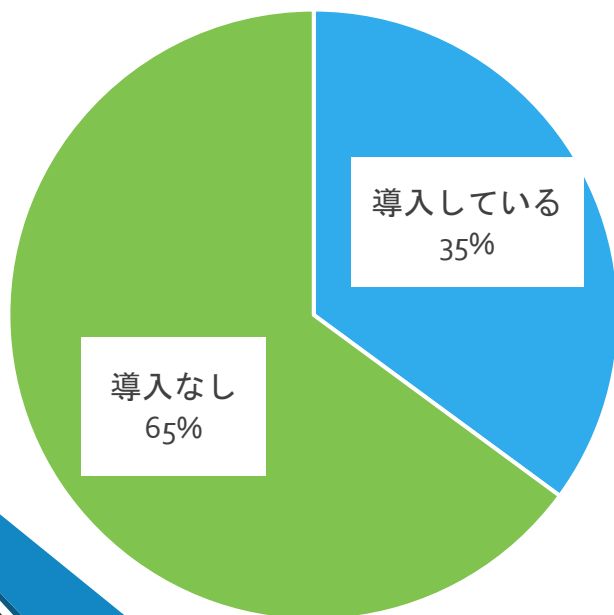
- ・ 不要不急のものは原則見送る
- ・ 大人数（10名以上、20名以上）の会議は原則禁止
- ・ 州をまたぐ移動はリスクを考慮して中止
- ・ 電話会議、TV会議、オンライン会議の推奨
- ・ General Precautions（一般的注意事項）の遵守
- ・ 必要性やリスクを個別に検討

## 3-3 在宅勤務

○約3分の1が在宅勤務を導入（以前から導入している例を含む）

○対象者は企業に応じて様々。製造業の中には、工場従業員に在宅勤務させられないとの回答も

在宅勤務



（在宅勤務対象者の例）

- ・ 全従業員
- ・ 営業職
- ・ 研究開発拠点を稼働させる従業員以外
- ・ NYとCA拠点の従業員
- ・ 日本からの新規赴任者
- ・ 日本に出張した者
- ・ 3月に日本に行ったものは7日間の在宅勤務
- ・ 要注意地域からの帰国者は2週間在宅勤務
- ・ 発熱・咳・鼻水など、疑わしい症状がある場合は病欠をとり、回復後少なくとも24時間は在宅勤務
- ・ 家族に疑わしい症状が出ている者
- ・ 感染者発生に伴う休校の影響を受けた親<sup>6</sup>



## 3-4 時差出勤、フレックスタイム

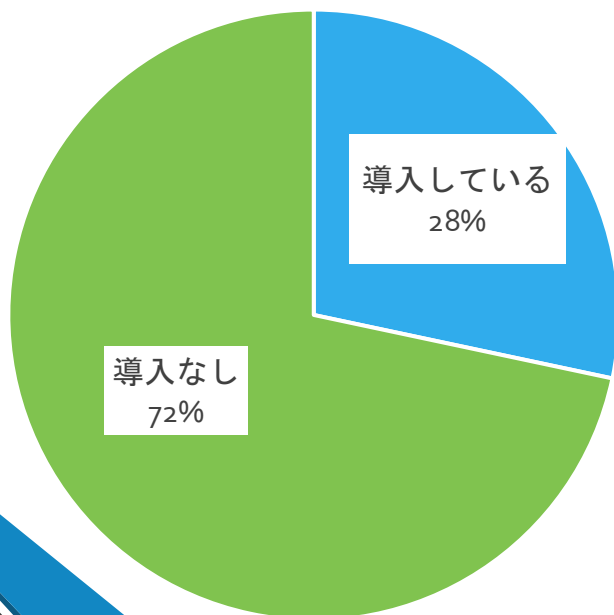
○3割近い企業が時差出勤又はフレックスタイムを導入（以前から導入している例を含む）。

○対象者としては、希望者や製造現場のワーカーなど

時差出勤、フレックスタイム

（対象者の例）

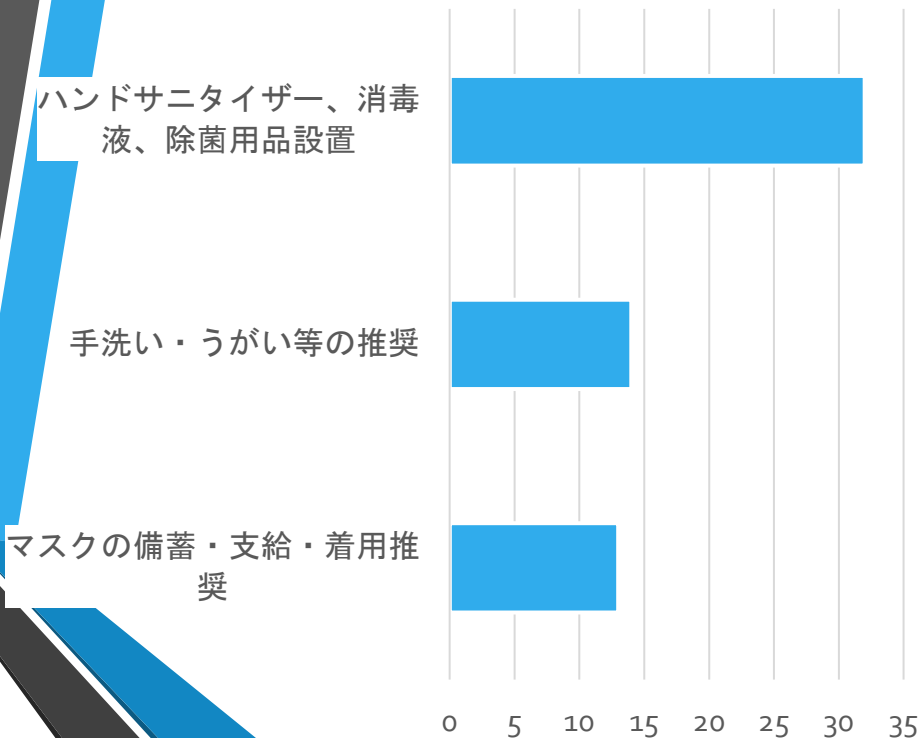
- ・希望者
- ・製造現場のシフトに応じたワーカー



# 3-5 その他の予防措置

○多くの企業で「ハンドサニタイザー等の設置」、「手洗い・うがい推奨」、「マスクの備蓄・支給」などの予防措置を実施。

その他の予防措置



(その他の例)

- ・従業員同士の接触を避ける
- ・従業員のグループを2つに分け、感染者が出ても業務継続できるように
- ・人ごみを避けるよう指示
- ・換気が悪い場所を避けるよう推奨（ジム、博物館、コンサート、モール等）
- ・日本から来た人と車の同乗を避ける
- ・触れる可能性のある箇所の清掃
- ・咳エチケットの徹底
- ・体温計、人工呼吸器の配置
- ・体調管理の徹底
- ・家族に症状が出た場合は在宅勤務に切り替え指示
- ・通院した人は上司と総務部に連絡

# 4-1 ビジネスへの影響

(主な回答)

- ・ 中国からの調達に遅れが生じている。日本製や米国製への切り替えを検討中。
- ・ アジア工場での稼働状況が低下している。1カ月程度は在庫で持ちこたえられるので、大きな影響が出始めるとしたら4~5月からではないか。
- ・ 欧州の状況が変わっており、欧州からの部材輸入に今後影響が出るのではと危惧
- ・ 海上貨物の遅れ、船会社のスケジュール変更、物流コスト増
- ・ 部品輸入を日本からの空輸で調達する必要
- ・ 中国発着航空便の減少で、輸送量減少、料金高騰、部品調達への影響懸念
- ・ 中国向け輸出が低減
- ・ 好機としては中国製品から米国製などへの切り替えに伴う販売機会
- ・ 現時点ではないが、3月中旬以降発生の可能性大
- ・ 自動車メーカーの今後の増減産対応、自動車産業の特性上影響が遅れて出る
- ・ 今般の急激な円高が短期中期的にコストに大きく影響する可能性が高い。
- ・ 利下げの影響がある
- ・ 米国内の人の移動、外出やイベントの制限などに伴う経済の停滞。
- ・ 展示会の中止
- ・ クライアントへの訪問が制限されている
- ・ 人材募集の減少もしくは状況判断のため保留が見られる。

## 4-2 その他の課題

(主な回答)

- ・ 従業員がウイルスに感染した場合の会社としての対応
- ・ 自宅待機を指示した場合の業務管理や給与支払い対応
- ・ 倉庫現場で働く従業員は在宅勤務が困難で、対応方針が社内で確定していない
- ・ 予防措置として、体調不良の従業員を会社に来させない判断の境界線
- ・ 在宅勤務者が増えた場合、システム上の通信トラフィックがダウンしないか心配
- ・ 現場の業務委託先の管理が難しい
- ・ 従業員の中に感染予防の意識が高くない者がおり、予防策の徹底が難しい。
- ・ マスクや除菌用品等が米国でも入手困難になってきている。
- ・ 先の見通しがたっていないことによる不安、出張の予定が立てられない
- ・ ビザ更新の時期が迫っているが、米国に再入国できるのか不透明で、日本への一時帰国がしにくくなっている
- ・ 人事異動の時期だが、赴任・帰任の扱いが難しくなっている
- ・ 駐在員家族を帰国されるべきか、米国のほうが安全か、判断が難しい。
- ・ 他社と比べた弊社の対応レベルを確認したい

# (参考) 米国企業の対応例

## 【技術系企業】

企業名	対応
Airbnb	ベイエリアの従業員に対し在宅勤務を要請している。その間、時給制スタッフと外部委託者も支払われるよう調整中。
Amazon	シアトル近辺の事務所、ニューヨーク州とニュージャージー州に勤める従業員に対し、3月末まで在宅勤務を勧めている。シアトル事務所では実際、陽性反応が出た従業員が3月2日から検疫に入っている。また、アマゾンには不要不急(non-essential)の米国内渡航を2月末から禁止している。将来的には全オフィス従業員を在宅勤務可能にする方向で現在VPN等テスト中。
Apple Macintosh	3月9日から13日までの間、カリフォルニア州の一部 (Santa Clara Valley and Elk Grove)、シアトル、韓国、日本、イタリア、ドイツ、フランス、スイス、英国の従業員に対し、在宅勤務をするよう勧めた。リテール従業員と時給制従業員に対しては、新型コロナウイルス感染の症状が出た場合、無制限の病気休暇を与えることにした。
Facebook	外部委託業者の1人が陽性だったことを受け、シアトルにある事務所の1つを3月9日まで閉鎖し、従業員に対しては3月31日まで在宅勤務をするよう勧めている。また、現在フェイスブックは来訪者を一切受け付けていない。
Google	ワシントン州内事務所に勤める従業員に在宅勤務をするよう要請し、同州内の全事務所では来訪者を規制している。また、不要不急の渡航を禁止している。
IBM	米国内の渡航を要する全ての内部会議を3月末まで延期させた。海外渡航も、必要不可欠な渡航のみに留めるよう周知した。従業員が、私用でホットゾーンに行く場合、帰ったら上司に報告し、「医療機関」が勧めているように14日間の自主検疫をしなければならない。
Microsoft	シアトル事務所とサンフランシスコ事務所の従業員に対し、当初3月9日まで在宅勤務を勧めていたが、3月25日までに延長した。
Salesforce	ワシントン州、カリフォルニア州、ニューヨーク州に勤務している従業員に対し、在宅勤務を勧めている。
Twitter	全世界の従業員に対し、在宅勤務を強く勧めている。また、香港、日本、韓国の事務所では、在宅勤務を強制している。(政府による強制も含む。)

# (参考) 米国企業の対応例

## 【自動車産業】

企業名	対応
Chrysler	国内外の出張を禁止している。
Ford	国内外の出張を禁止している。訪問者はすべてスクリーニングを受けるほか、 <u>14日間以内に中国、イタリア、イラン、日本、韓国に渡航歴がある来訪者の出入りを禁止</u> している。
General Motors	訪問者はすべてスクリーニングを受けるほか、 <u>14日間以内に中国、イタリア、イラン、日本、韓国に渡航歴がある人物の出入りを禁止</u> している。

## 【金融機関】

企業名	対応
Bank of America	海外渡航、特に中国、韓国、イタリアへの渡航を禁止している。また、 <u>不要不急の米国内出張も禁止</u> している。ニューヨーク州の従業員がコネチカット州のオフィスで働くなどして緊急事態に備えている。
Citibank	従業員1,800人のニューヨーク州のAmherstにある支店では、 <u>在宅勤務をさせるか、付近の支店で勤務</u> させている。
JP Morgan Chase	現在、 <u>従業員の10%に在宅勤務をさせて在宅勤務の利便性をテスト</u> 中。

# リンク集

## 米疾病予防管理センター（CDC）

- <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>
  - 渡航関係 : <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/index.html>
  - 職場向け : <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/organizations/businesses-employers.html>

## 米商務省 国別渡航情報

- <https://travel.state.gov/content/travel/en/traveladvisories/traveladvisories.html/>

## CA州、NY州など各州の公衆衛生当局

- <https://www.cdph.ca.gov/Programs/CID/DCDC/Pages/Immunization/nCOV2019.aspx>
- <https://www.health.ny.gov/diseases/communicable/coronavirus/>

## 中国とイラン滞在歴のある外国人の入国を停止する大統領令

- 中国 : <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus>
- イラン : <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus/>
- EU : <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>

## ジョンズ・ホプキンス大学（世界全体の感染状況）

- <https://coronavirus.jhu.edu/map.html>

# リンク集

- ジェトロウェブサイト（特集ページ）

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ コロナ



## 特集 新型コロナウイルス感染拡大の影響

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の感染が拡大しており、感染者や死者が増加するなど状況が深刻化している。本特集では、中国および世界各国の感染状況やその対応などについて報告する。

[地域・分析レポート](#)

[動画によるワンポイント解説](#)

[中国各地域の企業等に対する支援策](#)

[Q&A](#)

[新型コロナウイルス関連相談窓口](#)

## 新着ニュース（ビジネス短信）

[ビジネス短信TOPへ](#)

中国	アジア	オセアニア	北米	中南米	欧州	ロシア・CIS	中東	アフリカ	世界
----	-----	-------	----	-----	----	---------	----	------	----

2020年3月13日 [カナダ・トルドー首相夫人が新型コロナウイルス感染、首相は自主隔離\(カナダ\)](#)

2020年3月13日 [トランプ大統領と会談した伯大統領府局長が新型コロナウイルスに感染\(米国、ブラジル\)](#)

2020年3月12日 [米トランプ大統領、欧州26カ国からの渡航制限措置を発表、13日深夜から30日間\(米国、欧州\)](#)

2020年3月12日 [カナダ・トロントの大型カンファレンスで新型コロナウイルス感染者、テック系イベントはオンライン開催や延期を決定\(カナダ\)](#)

2020年3月12日 [州政府が保険会社に新型コロナウイルス検査費用の実質無償化を指示\(米国\)](#)



# ありがとうございました

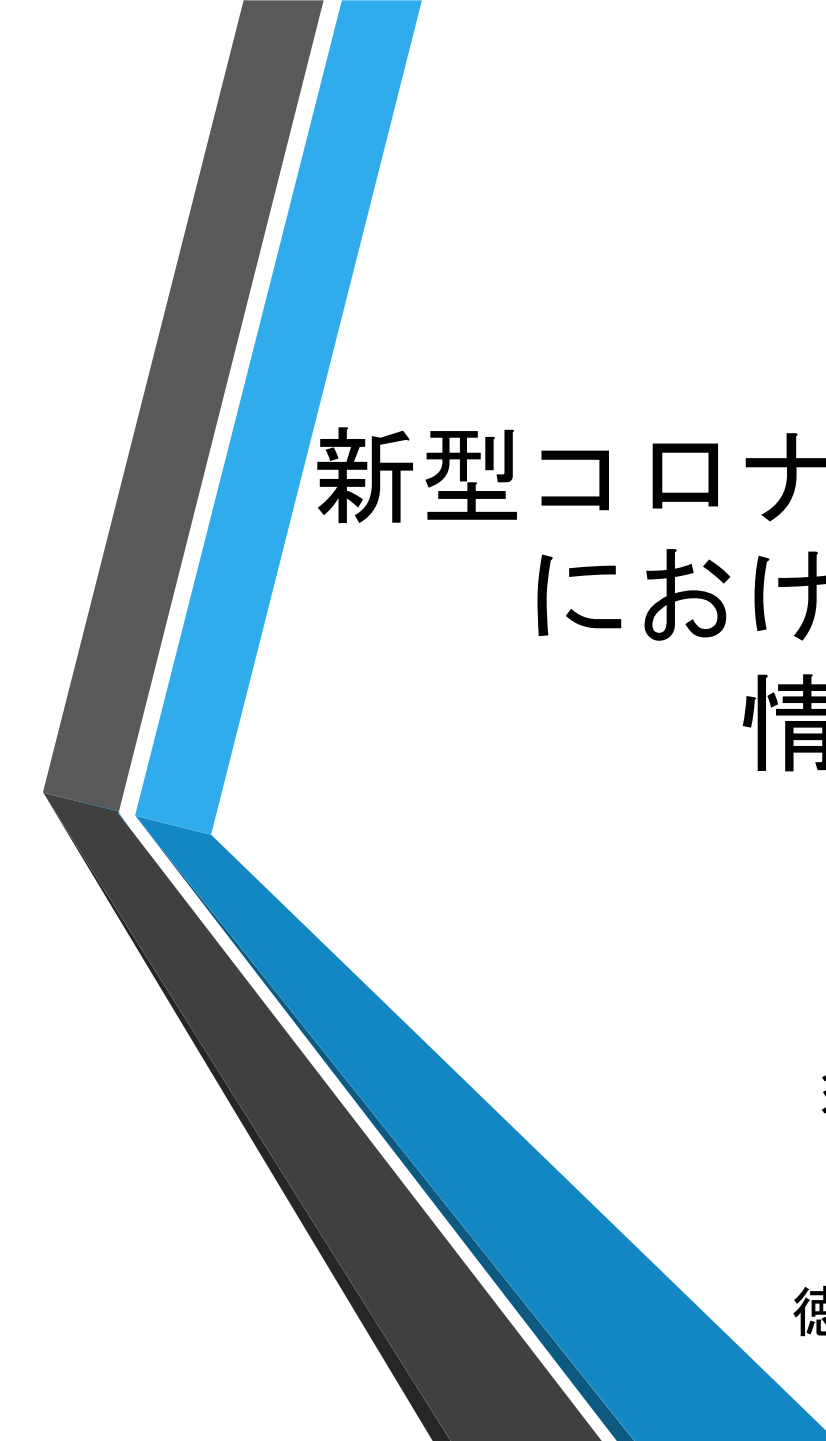
ご質問、お問い合わせがあれば、ジェトロ・ロサンゼルス事務所

調査担当：北條（ほうじょう） [lag-research@jetro.go.jp](mailto:lag-research@jetro.go.jp)

または、最寄りのジェトロ事務所担当者までご連絡ください。

ジェトロから今後、「ビジネス短信」や調査レポート、セミナー情報などのビジネス関連情報をメールマガジンで受け取りたい方も、上記アドレスまで【件名】メルマガ配信希望 としてメールを送付ください。

現在も、米国各地のジェトロ事務所では、地元日系商工会などと連携して、アンケート調査を実施している地域があります。調査結果は可能な限り皆様にフィードバックさせていただきたいと存じますので、引き続き御協力をお願いいたします。



# 新型コロナウイルス危機状況下 における労務管理に関する 情報、従業員に対して 留意すべきこと

2020年3月13日

須山大樹弁護士 Squire Patton Boggs LLP,  
Attorney at Law/Partner

&

徳丸 佳代-SHRM CP, Pasona N A, Inc., VP of  
Corporate Planning

# 目次

1. 目的
2. 予防意識向上と、オフィス・コミュニティへの拡散防止対策
3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応
4. 最後に

# 1. 目的

現時点で発表されている情報を元に、在米日系企業がオペレーションをする上で直面する雇用・総務・労務管理の問題に対し、推奨例を共有する

\* 一般の企業を対象とする内容になります。特殊な業界・業種、労働組合を対象とする内容はカバーしません

\* Legal面の確認については各社が適宜実施ください

## 2. 予防意識向上と、オフィス・コミュニティへの拡散防止対策

### A) 従業員各自が予防のために知識を高める

#### I. 予防施策のおさらい（CDC 参照）

- I. 手洗い。ハンドサニタイザー・アルコール消毒の推奨
- II. 手で目、鼻、口に触れることを避けましょう
- III. 普段から、十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、免疫力を高めましょう
- IV. 体調がすぐれない場合、外出を避けましょう
- V. 咳・くしゃみをする際は、ティッシュや袖で口・鼻を覆いましょう
- VI. 身の回りのものや触れるものを清潔に保ちましょう

留意点：従業員は不安になりやすい時期なので、情報はなるべく速やかに開示することを心がけることをお勧めする。

## 2. 予防意識向上と、オフィス・コミュニティへの拡散防止対策

### B) オフィスやコミュニティへの拡散防止の施策

- I. ハンドサニタイザー・ティッシュなど予防グッズの設置
- II. 共有・共用するものの掃除・消毒
- III. 在宅勤務の推奨
- IV. 時差出勤の推奨
- V. 大勢が集まるイベントや場所への参加の自粛

### 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

#### C) 職場で起こりえる課題の対応について

C-1 出張やイベント参加の考え方について

C-2 帰宅命令・自宅待機を要請した社員の給与支払い・労務管理

C-3 リモートワークの提供について

C-4 症状がない従業員にマスクやProtective Gearの装着を義務付けてよいか？

C-5 感染していない従業員が、予防のために出社を拒む場合の対応

C-6 職場で病状のある社員への対応

C-7 感染者がでた場合の会社の対応について

C-8 従業員のLost Wageの対応方法

### 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

#### 使用・引用元の情報一覧

CDC	Centers of Disease Control and Prevention	アメリカ疾病予防管理センター
EEOC	Equal Employment Opportunity Commission	雇用機会均等委員会
EEO	Equal Employment Opportunity	雇用機会均等法
ADA	Americans with Disabilities Act	アメリカ障害者法
FLSA	Fair Labor Standard Act	公正労働基準法
FMLA	Family and Medical Leave Act	育児介護休業法
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生管理局

上記に加え、各State・City・Countyの条令も加味し、各社は人事・労務に関するポリシーおよびガイドラインを制定していくことをお勧めします。



### 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

#### C-1 出張やイベント参加の考え方

管理者の悩み：

- 出張やイベント参加は国内外問わず自粛させるべきか

推奨例：

- 1) 渡航危険国に指定された地域への出張は自粛するよう呼びかける。
- 2) 渡航危険国（Level 2以上）から14日以内に渡航した社員は、14日間の自宅待機（勤務）を推奨する。
- 3) State of Emergency（非常事態宣言）を出した米国内エリアへの出張、大勢がいるイベント参加も自粛を促す。

### 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

C-2 帰宅命令・自宅待機を要請した社員の給与支払い・労務管理  
管理者の悩み：

- 給与支払い義務があるか
- Sick LeaveやPTOの利用の留意点

推奨例：

- 1) 時給社員は働いた時間分を支払う。SickやVacation、PTOで補てんを促す。
- 2) 自宅待機する社員が自宅勤務可能な場合はオプションを与える。
- 3) 自宅勤務ができない社員を出勤できない理由で解雇しない。
- 4) SickやVacation Payはそれぞれの目的の運用が決まっているので、状況に応じ使い勝手をよくする工夫（緩和）を検討する。

## 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

### C-3 自宅勤務の提供について

管理者の悩み：

- 許可する・しないの基準はなにか
- 提供するために企業がすべきことはなにか

推奨例：

- 1) 通常の勤務地以外でも可能な業務なら、雇用ステータス（正社員・派遣・Part-time/Full-time）関係なく、機会を与えることを検討する。
- 2) 時給社員は働いた時間およびRest Break、Meal Breakなどを含み、通常のタイムキーピングをさせる。
- 3) PC、インターネット、電話などの通信機器、ネットワークセキュリティ、働く環境の安全性を確認。ガイドラインやポリシーを設定し社員が安全に業務遂行できるよう準備する。
- 4) BYODや上記の働く環境整備にかかる費用は、一部又は全額を払い戻すか、会社が準備したものをかわせる。

### 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

C-4 症状がない社員にマスクやProtective Gearの装着を義務付けてよいか？

管理者の悩み：

- 装着の義務付けは可能か
- 費用は誰が持つか

推奨例：

- 1) 症状がある方及び感染を広げる可能性のある方へのマスク着用を推奨するのは問題ない。義務付ける場合はマスクなどProtective Gearを提供する、又は費用を払い戻す。
- 2) マスクやゴム手袋などに含まれる成分でアレルギー反応がある人もいるため、一方的な装着を義務付けない。

### 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

#### C-5 感染していない社員が、予防のために出社を拒む場合の対応

管理者の悩み：

- 出社しない社員を解雇してよいか
- 自宅勤務を提供するべきか

推奨例：

- 1) この時期の解雇は他社員のモラル低下や心配をあおることにつながりえる。また病気でも出社する社員が出てくることを助長しえるので、ビジネスとして可能なら休暇をとらせる。
- 2) 予防しないといけない理由が持病をもっている、妊娠、高齢である場合は、自宅待機を推奨されているので、ケースごとに審査する。
- 3) 自宅勤務できる業務があれば許可することを検討をする。

### 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

#### C-6. 職場で病状のある社員への対応

##### 管理者の悩み：

- お客様・来客は含まれるか
- 病状の質問をしてよいか
- 病院に行くよう促してよいか

##### 推奨例：

- 1) 「風邪の症状で、熱が37.5度以上、咳・呼吸の難しさや強い倦怠感がある人は仕事を休み、外出やイベントの参加を控えてください」というメッセージを出す。
- 2) 帰宅を命じ、病院への連絡を推奨する。命の危険がない場合は、係り付けのお医者様への連絡、又は電話・ウェブ通院（Teladocなど）を推奨する。

### 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

#### C-7 感染者がでた場合の会社の対応 管理者の悩み：

- 会社としてやるべきことはなにか

#### 推奨例：

- 1) 出社している場合、速やかに帰宅し医療施設で診断・指示をもらう
- 2) 感染者がいた旨の情報開示をし、帰宅させ、エリアの消毒を手配する
- 3) OSHA 300 Reportingを適宜行う。<https://www.osha.gov/recordkeeping/RKforms.html>
- 4) 他社員を在宅勤務を推奨する。

## 3. 雇用・労務管理に関わる人事・総務の対応

### C-8 社員のLost Wagesの対応方法

管理者の悩み：

- 働けない間の給与保障はあるのか
- 会社としてやるべきことはなにか

推奨例：

- 1) Paid Time offを利用する。
- 2) 感染者の場合：1週間以上のSick leaveになる場合、Short-term Disability（STD）が適応になるケースがある。保険会社に確認する。State Disabilityがある州は各州のEDDサイトで申請も可能。もし感染が仕事上の理由（出張など）だった場合、労災が適応になるケースがある。
- 3) 感染者ではないが働けない場合（例：家族の介護など）：Paid Family LeaveやUnemployment Insuranceが適応になる可能性がある。
- 4) 感染者ではないが時短になったりオフィス閉鎖になった場合：Unemployment Insuranceが適応になる可能性がある。



# 最後に

このような日々変わる状況化で、企業は、

- ①社員・家族の安全、
- ②事業継続、
- ③コミュニティへの拡散予防、

のバランスある決断が必要になります。在米日系企業の今後の継続的発展のために、こういう時にこそ、一丸となり事態を乗り切れるようご協力よろしくをお願いします。

Pasona N A, Inc. <https://www.pasona.com/company/branch.aspx>

# Resources & Disclaimer

本セミナーの内容は、3/13/2020時点の状況を元に、人事・労務の観点で情報共有をする目的で作成されております。ご利用の際は、各社の規定をご確認の上、法務・弁護士のアドバイスを受けることをお勧めします。

Pasona NA 新型コロナウイルス対策に関するガイドライン及び、Interim Work from Home Agreementのサンプルはこちら：  
<https://www2.pasona.com/l/519571/2020-03-11/7x7yhw>

## 参考サイト：

- CDC Interim Guidance for Businesses and Employers: <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/guidance-business-response.html>
- WHO COVID-19 Outbreak: <https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>
- US Department of Labor Information: <https://www.dol.gov/coronavirus>  
OSHA Information: <https://www.osha.gov/SLTC/covid-19/standards.html>  
EEOC Pandemic Preparedness in Workplace: [https://www.eeoc.gov/facts/pandemic\\_flu.html](https://www.eeoc.gov/facts/pandemic_flu.html)

# ありがとうございました

ご質問、お問い合わせがあれば、ジェトロ・ロサンゼルス事務所

調査担当：北條（ほうじょう） [lag-research@jetro.go.jp](mailto:lag-research@jetro.go.jp)

または、最寄りのジェトロ事務所担当者までご連絡ください。

ジェトロから今後、「ビジネス短信」や調査レポート、セミナー情報などのビジネス関連情報をメールマガジンで受け取りたい方も、上記アドレスまで【件名】メルマガ配信希望 としてメールを送付ください。

現在も、米国各地のジェトロ事務所では、地元日系商工会などと連携して、アンケート調査を実施している地域があります。調査結果は可能な限り皆様にフィードバックさせていただきたいと存じますので、引き続き御協力をお願いいたします。

# 本日のウェビナーは終了致しました。

皆様、ご視聴いただきありがとうございました。

- 本ウェビナー録画動画のリンクと資料は、  
本日、または16日(月)までにご登録いただきましたEmailへお送り致します。
- ご質問、ご不明な点等ございましたら、以下までお問い合わせください。  
Pasona N A, Inc. [infonews@pasona.com](mailto:infonews@pasona.com)  
須山 大樹弁護士 : [hiroki.suyama@squirepb.com](mailto:hiroki.suyama@squirepb.com)